

学校法人聖母女学院コンプライアンス規程

〔2023年7月1日制定〕

（目的・方針）

第1条 この規程は、学校法人聖母女学院（以下、「本学院」という。）が、コンプライアンスを遵守するための事項を定め、理事・評議員及び教職員、関連法人の職員のコンプライアンス意識の向上を図ることにより、本学院及び設置する学校（以下、「本学院等」という。）に対する社会的信頼を確保することを目的とする。

2 本学院は、教育制度の中心的システムの一つとして次の通り方針を定め、社会的責任の遂行を通じて、持続可能な社会への責任と貢献を追求する。

（1）信頼…あらゆる情報の保護と管理を徹底し、ステークホルダーと地域や社会に対して責任と安心を約束する。

（2）規範…社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、断固として対峙する。

また、法令や社会規範、本学院の建学の精神を遵守し、責任と権限を明確にし、本学院等の職場規律を維持する。

（3）共生…人権を尊重し、安全で働きやすい職場環境を確保すること、並びに健全で安心ある教育現場を提供するとともに多様性のある社会の実現に向けた貢献を行う。

（コンプライアンスの定義）

第2条 この規程におけるコンプライアンスとは、理事・評議員及び教職員が、法令及び寄付行為、本学院が定める諸規程を遵守するとともに、公平、公正、かつ誠実に職務を遂行し、教育に携わる者としての「崇高な倫理観」と「社会的規範」をもって行動することをいう。

（理事長の責務）

第3条 理事長は、本学院等の各組織においてコンプライアンスの推進が徹底されるよう、理事・評議員及び教職員に対し啓発活動、研修等を確実に実施するとともに、コンプライアンスの推進が実施される体制を整備し、その他必要な措置を講じなければならない。

2 理事長は、その職務の遂行にあたり、理事等、その他の関係者に対してコンプライアンスについての理解と協力を得られるよう努めなければならない。

（理事等の責務）

第4条 業務を分業する理事は、理事長を補佐してその分業する業務について、コンプライアンスの推進が図られるよう努めなければならない。

2 理事等は、その職務の遂行にあたり、教職員、その他の関係者に対して、コンプライアンスについての理解と協力を得られるよう努めなければならない。

（教職員の責務）

第5条 教職員は、コンプライアンスの徹底が、最重要課題の一つであることを認識し教育の発展に寄与するため、コンプライアンスを遵守した職務の遂行に努めなければならない。

2 教職員は、その職務の遂行にあたり、生徒・児童・園児その保護者、その他の関係者に対して業務に関する説明を十分に行い、コンプライアンスについて理解と協力を得るよう努めなければならない。

（コンプライアンスの責任者）

第6条 本学院等におけるコンプライアンスの責任者は、理事長とする。

（現場のコンプライアンス責任者）

第7条 本学院等におけるコンプライアンスの推進を図るため、次の各号に掲げる者を現場のコンプライアンス責任者とする。

（1）設置学校・園の校長・園長

（2）部署ごとの部長若しくは管理職から1名

2 前項で指名されたコンプライアンス責任者は、自己の管理・監督する組織において、コンプライアンスの推進が図られるよう措置を講じるとともに、コンプライアンス室長への情報共有を必須とする。

（コンプライアンス委員会）

第8条 理事長の下に、コンプライアンス委員会を設置する。なお、委員会に関する必要な事項は別に定める。

（改廃）

第9条 この規程の改廃は、常任理事会が行うこととする。

附 則

この規程は、2023年7月1日から施行する。